

平成20年3月17日

## 預り金の適正な出納管理 について（注意喚起）

預り金の出納管理については、これまでも集団指導等の機会を通じて適正に管理するよう依頼しているところですが、今般、県内にある一部のグループホームにおいて、預り金の出納管理が不十分だとされる事案が発生したところです。

については、預り金を管理している施設・事業所において、当面、次の点に留意の上、預り金の管理状況を再度点検し適正な管理を徹底されるようお願いします。

なお、預り金の在り方については、今後、監査方針の中で検討していくことを申し添えます。

- (1) 印鑑と通帳は、別々の職員により適切に保管すること。
- (2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務を行うこと。
- (3) 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えておくこと。
- (4) 領収書等適切な出納状況を裏付けることのできる書類は、可能な限り保管しておくこと。
- (5) 利用者及び家族などに対して、少なくとも年に1回以上は預り金の状況を報告すること。
- (6) 利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めること。

青森県健康福祉部障害福祉課